

〔論文〕

ナチス断種法と日本^{*}

河島 幸夫

— 目 次 —

はじめに一優生学の歴史的背景

1. 消極的優生学的手段としての断種
2. グスタフ・ベーターズ医師の断種法制定運動
3. プロイセン断種法
4. ヒトラーの優生学的人種主義
5. 遺伝病子孫予防法（ナチス断種法）
6. 日本の国民優生法

むすび

キーワード：優生学、ナチス断種法、国民優生法

KAWASHIMA, Sachio 西南学院大学名誉教授（政治学、政治外交史、人権平和研究）法学博士

* 本稿は下記の英語論文を補充して日本語にしたものである。本稿の本誌掲載を了解して下さった九州大学出版会と西南学院大学の特別研究「日本優生学の国際的系譜」プロジェクト・グループ（代表：カレン・J・シャフナー）の諸先生とに感謝申し上げる。

Kawashima Sachio, Nazi Sterilization Law and Japan, in: Karen J. Schaffner (ed), *Eugenics in Japan*, Kyushu University Press, Fukuoka 2014, pp. 83-93.

(ISBN: 978-4-7985-0128-4)

はじめに—優生学の歴史的背景

チャールズ・ダーウィンの進化論 (evolutionism) やフランシス・ゴルトンの優生学 (eugenics)⁽¹⁾ の影響のもとに、帝国主義の時代には社会ダーウィニズム (social darwinism) が西欧諸国の間に急速に流布した。それは生存競争、弱肉強食、適者生存、自然淘汰をアピールした。ドイツの知識人たちもまた、民族・人種・国家を発展させ、強化するために健康で優良な人間を増やし、病弱で劣った人間を減らすことを目指す優生学の人種主義 (eugenic racism) によってとらえられた。1850年代には急激な資本主義的工業化の波がドイツに到来した。劣悪な労働条件、不衛生、疾病、住宅難、孤児、売春などの社会問題が人々を苦しめるようになった。

1871年1月、オットー・フォン・ビスマルク首相の指導下にドイツ帝国が建国された。彼は社会問題 (soziale Frage) を解決するために社会立法、特に社会保険を推進したが、これは当時世界で最も先進的なものであった。第一次世界大戦 (1914-1918) に敗北したドイツは共和制に移行した。そこで成立したヴァイマル共和国のドイツ (1918-1933) は、カトリック社会教説の《補完性原理》 (Subsidiaritätsprinzip)⁽²⁾ の影響下にプロテスタント系の内国伝道 (Innere Mission) やカトリック系のカリタス (Caritas) など宗教系および民間の社会事業を積極的に支援するようになった。こうして福祉国家への道が準備され、同時に福祉や医療の費用が増大した。軍事予算の増加も相まって国家が財政危機に陥ると、優生学は社会問題を解決する方策のひとつとして知識人たちの注意を引くようになった。⁽³⁾

1. 消極的優生学的手段としての断種

はじめのうちドイツの優生学者たちは優秀な人間を増やすために積極的優生 (positive Eugenik) を宣伝していたが、望ましい成果を得ることができなかった。そこで彼らは消極的優生 (negative Eugenik) に関心を移し、障害者や精神病患者たちの急速な増加を阻止する手段として断種 (Sterilisierung; Sterilisation)⁽⁴⁾ に取り組むようになった。

世界で最初の断種立法は1907年にアメリカのインディアナ州で行われ、やがて他の約30州でも断種法が制定された。ドイツでも断種立法を提唱する優生学者たちが現れた。1899年、医療参事官パウル・ネッケ（Paul Näcke）は性的墮落者の断種を主張し、1903年、精神医学者エルンスト・リューディン（Ernst Rüdin）はアルコール依存症や精神病患者の断種を提言している。こうした提案の一因は経済的理由である。オットー・ユリウスブルガーは慨嘆して次のように主張する。「療養所や刑務所、特別教育施設、精神病院の犯罪者や精神病者のためにいかに莫大な費用が注ぎこまれているかを、考えてみよ」（Juliusburger, S. 6f., Thomann, S. 133）。

ドイツの代表的な優生学者は医師のアルフレート・プレッツ（Alfred Ploetz 1860-1940）であるが、優生学（Eugenik）に当たるドイツ語の用語 Rassenhygiene（民族衛生学）は彼の造語である。彼は1904年、『民族・社会生物学雑誌』（*Archiv für Rassen- und Gesellschaftsbiologie*）を創刊し、翌年にドイツ民族衛生学会を創立した。彼は1912年のロンドンにおける第1回国際優生学大会にも参加している（Engs, p. 180f.）。国際的な交流、文通、書物を通してドイツの優生学者たちは外国、特にアメリカからの影響を受けるようになった。ゲツァ・フォン・ホフマンの著書『北米合衆国の民族衛生学』（*Die Rassenhygiene in den Vereinigten Staaten von Nordamerika*, 1913）は、そうした書物の代表例である（Cf. Kuhl, p. 16f.）。

第一次世界大戦におけるドイツの敗北は優生学の状況を大きく変えた。打ちのめされた人々、特に知識人たちは、無駄遣いのように見える福祉施設や更生施設への公的出費に難色を示し始めた。法学者カール・ビンディングと精神医学者アルフレート・ホーへの共著『生きるに値せぬ生命の抹殺の解除』（1920年）は白痴と呼ばれた人々を「生きるに値せぬ生命」（*lebensunwertes Leben*）の持ち主と名付けて、法律学、医学、経済的節約の視点からこうした人々の殺害を殺人罪に当たらないようにしようと提言し、知識人たちの間に、賛否両論を含めて、少なからぬ反響を呼び起こしていた。この書物は優生学の本とはみなされなかったが、ナチス時代の断種立法や安楽死作戦への道を備えた一種の学問的先駆けであったと思われる（Binding/Hoche 1920; Cf. Nowak, S. 48-62. 河島幸夫 1993/1997. 264-289頁）。

2. グスタフ・ベーターズ医師の断種法制定運動

一般社会の人々に断種の効用を宣伝した代表的人物は、ザクセン州ツヴィカウの郡医師グスタフ・ベーターズ (Gustav Boeters) である。彼は断種手術を施しただけでなく、1925年、「精神的劣等者」の断種に関する法律草案をザクセン州政府や共和国政府に送付し、立法化を働きかけた。それは先天的な盲聾哑、てんかん、精神病者、精神薄弱者、白痴、アルコール中毒者、浮浪者、ジブシーなどの強制的断種を規定していた (ツヴィカウ法)。彼の提案は、断種法を実現するには科学的根拠が弱すぎるという理由で拒絶された (Cf. Lex Zwickau 1925; Thomann, S.136-138 and 181. 河島幸夫 2013. 198-201頁)。

3. プロイセン州断種法案

1929年11月にニューヨーク株式市場の大暴落から始まった世界恐慌は敗戦国ドイツに最も深刻な影響を与え、その政治、経済、社会は危機的状況に陥った。そこで断種の法制化を現実的課題として取り上げたのがドイツ最大の州であるプロイセンであった。州保健審議会が決定した原則に従って1932年7月にプロイセン断種法案が起草された。その第1条は次の通りである。

「遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性てんかんまたは他の遺伝性疾患に罹っているか、疾患の遺伝原基を保有する者は、本人が同意し、医学の学説上、高い確率で子孫に重い身体的または精神的遺伝疾患が予測される場合には、断種手術を受けることができる」。

断種は、ドイツの医師免許を持つ2名の医師と1名の後見裁判所判事から成る委員会の承認を得てのみ許可され、医師の1名は人間遺伝学の有識者でなければならない (第2条、4条)。承認の裁定を申請できる者は、本人、法定代理人、医師、病院長ないし施設長である (第2条)。

この法案に対してドイツ人医師の多くは好意的反応を示した。プロテスタント系の内国伝道は、身寄りのない人にだけ法を適用するという条件付きで法案に賛成したが、カトリック教会とカリタスは、1930年12月31日の教皇ピウス11世 (Pius XI.) の回勅「カスティ・コンヌビイ」 (Casti connubii 貞潔な結婚) に

従ってこの法案に断固として反対した。この回勅は断種や人工妊娠中絶など一切の消極的優生を完全に拒否していたからである（河島幸夫 1993/1997, p. 294-297 および河島 2004）。この法案は、1932年7月20日のプロイセン・クーデタ⁽⁶⁾の混乱と翌年1月30日のナチスによる政権掌握の中で終幕を迎えることになった（以上について詳しくは、河島幸夫 2013、201-203頁。Cf. Müller, S. 101-105）。

4. ヒトラーの優生学的人種主義

アドルフ・ヒトラー（Adolf Hitler 1889-1945）とナチスの指導者たちが北方人種崇拜と生存競争原理を中心とする過激な人種主義にとらわれていたことは、よく知られている。ヒトラーにとっては北方人種（Nordische Rasse）からなるゲルマン《民族》（Volk）こそ世界を支配する資格を有する。この目的達成のためにはドイツは民族を浄化すること、すなわち^{ばいきん}黴菌たるユダヤ人および自民族の中の劣等要素や無価値な人間を排除し、ドイツ民族の人種的改良（Aufartung）を図らねばならないという。彼は著書『わが闘争』（Mein Kampf 初版1925/26年）の中で次のように書いている。

「健康な者だけが子供を産むべきであって、自分が病身で欠陥があるにもかかわらず子供を作るとは、ただ恥辱であり、むしろ子供を産むことを断念することが、最高の名誉である。・・・国家は、幾千年もの未来の保護者として・・・最新の医学的手段を用いるべきであり・・・病気を持つ者、悪質の遺伝のある者、負担となる者は生殖不能と宣告し、その処置を実際に実行すべきである」（Hitler, S. 446f. 邦訳書：ヒトラー、下巻 55頁以下）。

ナチス断種法はこうしたヒトラーの優生学的人種主義を法制化する最初の試みであった。

5. 遺伝病子孫予防法（ナチス断種法）

ナチス政権初年の1933年、人口人種専門家会議は断種法の草案を作成した。そのメンバーは次の通り。社会人類学教授ハンス・F・K・ギュンター（Hans F. K. Günther）、優生学者で医師アルフレート・プレッツ、ナチス医師連盟会長

ゲルハルト・ヴァーグナー (Gerhard Wagner)、秘密警察長官兼親衛隊 (SS) 全国指導者ハインリヒ・ヒムラー (Heinrich Himmler)、精神医学者エルンスト・リューディン、民族衛生学教授フリッツ・レンツ (Fritz Lenz)、ドイツ農民指導者リヒャルト=ヴァルター・ダレ (Richard-Walther Darre)、大工業家フリッツ・ティッセン (Fritz Thyssen) (ARGB Vol. 27, 1933, S. 419f.)。

1933年7月14日、ヒトラー内閣は遺伝病子孫予防法 (Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses 略称ナチス断種法⁽⁷⁾) を制定した。その立法理由は、内務大臣ヴィルヘルム・フリック (Wilhelm Frick) によれば、低価値者の増殖の阻止、民族体の浄化、つまり優生学的人種主義であり、社会的費用や医療費の節約であり、隣人愛 (Nächstenliebe) の要請であった (ARGB Vol. 27, S. 412-419)。この法律の第1条によれば、

「(1) 一定の遺伝性疾患を患うものは、医学上、その子孫に重い肉体的または精神的欠陥を与える恐れが大であると認められる場合には、外科手術により生殖不能となすことができる。

(2) 本法において遺伝病患者とは次の各号の一つを患う者をいう。

1. 先天性精神薄弱 (angeborener Schwachsinn)
2. 精神分裂病 (Schizophrenie)
3. そううつ病 (zirkuläres <manisch-depressives> Irresein)
4. 遺伝性てんかん (erbliche Fallsucht)
5. 遺伝性ハンチントン舞踏病 (erbliche Veitstanz; Huntingtonsche Chorea)
6. 遺伝性盲 (erbliche Blindheit)
7. 遺伝性聾 (erbliche Taubheit)
8. 重い遺伝性奇形 (schwere erbliche körperliche Missbildung)

(3) その他、強度のアルコール依存症 (Alkoholismus) も生殖不能となすことができる」。

第3条によれば、医官、病院長、施設長、刑務所長もまた患者、入所者の断種を申請できる。これは強制断種を意味する。断種の決定は当該地域の遺伝健康裁判所 (Erbgesundheitsgericht) によって行われるものとされるが (第5条)、それは地区裁判所判事1名 (裁判長)、医官1名および特に遺伝健康論つまり優生学

に通曉し、ドイツの医師免許を持つ医師1名によって構成される（第6条1項）（*Reichsgesetzblatt*, Teil 1, 1933, Nr. 86, S. 529-531; Gütt/ Rüdin/ Ruttke 1934, S. 56-59）。

この法律によって1934年から1945年までの間に30万人～40万人が断種されていった。それは当時のドイツ全人口の約0.5パーセント、200人に一人の割合である。1939年以降、断種数が激減するのは、秘密の安楽死作戦（Euthanasie-Aktion）が障害者や精神病患者をガス、その他の方法で殺害し始めたからである。安楽死作戦の犠牲者数は約20万人と推定されている。多くの諸国が断種法を持ったし、現在も持っているが、この法律の犠牲者が異常に多いのはナチス・ドイツであった。⁽⁸⁾

戦後ドイツではナチス断種法による強制断種の生存被害者に対しては、苛酷緩和給付として1980年に各5000マルクの補償が行われ、1990年から月額1000マルクの年金が支給されるようになった。また安楽死作戦の犠牲者の遺族にも各5000マルクが支給された（佐藤健生 422-424頁）。

6. 日本の国民優生法

（1）諸外国、特にナチス・ドイツの断種法の影響

日本でも優生学は19世紀末以来、特にイギリスやアメリカから輸入され、男女の知識層の間に広まっていった。彼らは優生思想を推進し、断種を含む優生立法に賛同した。優生立法を目指す動きは1933年以来、ナチス断種法たる遺伝病子孫予防法制定の情報を受けて加速された。日本は同じような全体主義国家であるドイツに急速に接近しつつあったからである。この法律はただちに日本でも翻訳され、紹介された。例えば、社会運動家で早稲田大学の教授（経済学）であるキリスト者の安部磯雄が会長を務める産児制限普及会の機関誌『産児調節』の1933年10月号は、匿名で次のような記事を掲載している。⁽⁹⁾

「ドイツのヒットラーの社会政策に対しては、各方面から驚異の目を以て観られているが、その政策の一である社会生活に適せぬ者の子孫絶滅法は優生学者の理想を実現する様な興味ある新法律を明〔1934〕年1月1日から実施しやうとして居る。

この法律の目的とする処は、今日の医学上から、一般に遺〔伝〕的に不適

当と思はれる者—即ち遺伝性てんかん、早発性痴呆〔統合失調症〕、遺伝性舞蹈病、先天的精神虚弱性、抑鬱性発狂、遺伝性盲聾性、遺伝性奇形、矯正の可能性なきアルコール中毒性等々—からその生殖の可能性を強制的に除去するにあるのである。

この生殖の可能性除去（ステリリゼーション〔Sterilisierung〕）とはその手術も簡単であり、且手術後の性感にも別条ないのである。その方法としては輸卵管、輸精管の結紮によるものと想はれるが、この手術の提議は被手術者自身、受け持ち区の保健医でも入院患者の外〔場〕合いは病院長でもよいのである。

そして判事、健康医官、遺伝学に精通する医師から成り立っている遺伝裁判所（エルプゲリヒト）へ申出で手術の可否を裁判で決定するものである。

けれ共この法律は、国民から不健全分子も除去するにあり、国家的見地から云へば、単に消極な手段に過ぎないのである」（『産児調節』6巻8号、1933年10月、63頁。『性と生殖の人権問題資料集成』13巻、474頁）。

また、ナチス断種法成立の報に刺激されて日本でもついに最初の優生立法である「国民優生法」が制定された状況について、当時、日本支配下の京城〔ソウル〕帝国大学法文学部の藤本直教授（政治学史）は著書『断種法』（1941年）の中で次のように説明している。

「我が国で断種法制定の必要が説かれ出したのもそう新しいことではない。然し乍ら・・・俄かに重大問題として世人の注意を引き始めたのは・・・此処2、3年のことである。殊にドイツ国が1934年1月1日から断種法を実施して、1ヵ年の内に6万人近くを断種し、而かもその結果が頗る良好だとの報が、我が国人の耳目を敬てしめる好個の刺激となったことは否めない。他面、1936年11月には我が国とドイツとの間に防共協定が結ばれ、両国は頗るに友好関係を増したのであるが、此の事はドイツが・・・断種法の実施に力を入れている関係から、我が国の断種法運動に拍車をかけることになったとも見られ得るであらう」（326頁。なお356頁をも参照）。

（2）国民優生法の成立—日本で最初の断種立法

1940年9月、日本とドイツはファシズムのイタリアと共に枢軸国の日独伊三国

同盟を結び、イギリス、アメリカと敵対するようになった。国民優生法は同年の5月1日に制定され、翌年7月1日に施行された。この法律の目的は第1条に記されている。

「本法ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」（『国民優生法ニ関スル法規及例規』1頁）。

悪質遺伝病の増殖を防止する手段は断種であり、この法律では「優生手術」と名付けられた。それゆえこの法律の本質はナチス・ドイツの法律に類似した一種の断種法である。この法律の立法理由は、当時の厚生大臣吉田茂（戦後の首相とは別人）の説明によれば、消極的優生政策を推進することであった（藤本直 262頁以下参照）。すなわち、遺伝病者の増加が民族の退化と国家の衰亡を引き起こすに違いないから、それを阻止しなければならないという意識は、当時の日本とドイツに共通であった。人間の改良と国家の発展という人種的優生思想は日本とドイツに共通していたわけである。

もちろん、日本の国民優生法はナチス断種法のみを参考にして作られたわけではなく、藤本直の表現を借りれば、「各国法律の長所〔！〕が取入れられている外、我が国情に應ずる特色もよく出されて」いるという（藤本直 375頁）。確かに立法過程においてさまざまな欧米諸国の断種法が参考にされたとはいえ、当時の日本とドイツのきわめて濃密な関係によって、諸外国の中でも特にナチス・ドイツの断種法が日本の国民優生法の成立に最も強い影響を与えたといえるのではなかろうか。1941年3月に厚生省から刊行された『国民優生法釈義』はドイツの状況を次のように紹介している。

「ヒットラー出づるに及び極力民族の純潔と発展を説き全力を尽して其の向上に努め漸くその効果を示し始めた」（8頁以下）。

「最近ナチス政権が確立されてから、ドイツ民族国家の信念が国是の根本となり、総べての政策に民族衛生が加味され、健全優秀なドイツ人の増殖を第一の目標として掲げている」（49頁）。

この文章は、もし我々日本民族がナチス・ドイツのような優生政策を採用すれば、同様の効果を上げることができるのだという政府当局者たちの期待を暗示している。

国民優生法は断種を優生手術と呼び（第2条）、第3条は断種の対象となる次のような疾患を規定している（『国民優生法二関スル法規及例規』1頁、『国民優生法釈義』1および26頁）。

1. 遺伝性精神病
2. 遺伝性精神薄弱
3. 強度且悪質ナル遺伝性病的性格
4. 強度且悪質ナル遺伝性身体疾患
5. 強度ナル遺伝性奇形

国民優生法における病名は一般的で概略的であるのに対して、ナチスの断種法の規定は具体的で個別的である。しかし日本の法律がドイツの法律のすべての疾患を含んでいることは確かである。ただ、日本の法律ではドイツの法律が規定したアルコール中毒者の断種は採用されなかった。

断種の申請は本人だけでなく、親、配偶者、後見人、精神病院長または保健所長もこれをなすことができる（第4、5条）。しかも公益上特に必要と認められる場合には、必要な本人の同意を得られない場合でも優生手術の申請をなすことができるとしており（第6条）、これは強制断種を意味していた。

申請の提出後に断種の決定をする権限は当該の地方長官に所属する。彼は決定の前に地方優生審査会に意見を求めなければならない（第8条）。これに不服のある場合は厚生大臣にその申し立てをすることができる（第9条）。厚生大臣は、決定を下す前に中央優生審査会に意見を求めなければならない（第10条）。日本の場合の断種の決定手続きはドイツの場合と異なっているが、ドイツの場合よりは簡単である（『国民優生法二関スル法規及例規』2-5頁、『国民優生法釈義』2頁以下と33頁以下参照）。

国民優生法の成立を評価して、断種法の研究家・藤本直は次のように総括している。「我が民族将来の体位向上を目指す此の画期的法律が充分な成績を挙げるに至ることは、切に願わしきことと謂はねばならぬ」（藤本直 375頁）。

また、日本の代表的な社会運動家でプロテスタント・キリスト教の牧師・賀川豊彦は、国民優生法の制定を歓迎して、彼の個人誌『雲の柱』1940年10月号に「優生法と母性の宗教的自覚」と題して次のように書いている。

「最近日本に良い法律が出来た。〔国民〕優生法が議会を通過してまさに実

施されようとしていることである。これは主として国家に有害なる悪質遺伝を断絶し、我々の生活をさうした遺伝から救わんとするもので、まことに喜ぶべき法律である〔!〕」（賀川豊彦 1940、12頁）。

賀川も安部磯雄と同様に優生思想にとらわれており、「白痴、低能、発狂、変質者は、多く遺伝素質より発生いたします」（賀川豊彦 1947、5頁以下）と信じていた。

前述したように日本の国民優生法は第6条に強制断種の規定を置いていた。しかし実際にはこの条文は凍結されて、自発的な断種だけが行われた。日本の法律は、ナチス断種法が1935年5月26日の改訂で採用した人工妊娠中絶と異常性欲者の去勢（Gütt/ Rüdin/ Ruttke, 2. Aufl., 1936, S. 80）を導入しなかった。日本の刑法は1907年の制定以来、今日までその第212～216条で人工妊娠中絶を堕胎罪として禁止している。国民優生法によって1941年から1948年までに断種されたのは538名だけであった。日本はアジア太平洋戦争下で特に1945年まで多くの兵士と子供を必要としたからである。当時の最もポピュラーなスローガンは「産めよ殖やせよ」であった（『新聞と「昭和」』166頁）。戦時下のために断種手術のできる医師の数も不足していた。

1945年5月にドイツが、9月に日本も無条件降伏文書に調印し、ファシズム体制は崩壊した。戦後のドイツでは優生思想と優生政策はナチズムの嫌疑を受け、断種法は直ちに廃止されはしなかったが、凍結された。それと反対に日本では優生政策が強化された。その法的現れは1948年の優生保護法である。それゆえナチス・ドイツの断種法の日本への影響は、皮肉なことに、戦時下よりも戦後に大きくなったといえるであろう。

むすび—戦後の日本

19世紀後半と20世紀には欧米諸国に優生思想と優生政策が広まり、その背景のもとに断種法が制定されるようになった。こうした傾向、特に1933年のナチス断種法は日本の立法に決定的な影響を与えた。その結果制定された1940年の国民優生法はナチス断種法とは異なり、自発的な断種だけを導入したが、戦争勝利のために多産と人口増加が叫ばれたために、断種された人の数は比較的少数にとどまっ

た。

ところが第二次世界大戦以後、急激な人口増加を抑えるために日本の優生政策は戦前、戦中よりも強化された。この目的のために国民優生法に代わって「優生保護法」が1948年に制定され、「不良な子孫の出生を防止」（第1条）することを目指した。この法律は、精神病（精神分裂病、そううつ病、てんかん、ハンチントン舞蹈病）、精神薄弱、強度の奇形、癩病（ハンセン病）、異常性欲、常習犯罪ほか約20の疾患の人々に対する強制断種ないし人工妊娠中絶を規定した（『六法全書』1995年版 有斐閣 3158-3160頁）。

この優生保護法の下で1948年から1996年までに約1万6500人が同意なしに強制断種された。この法律とらいう予防法はやっと1996年に廃止された。1997年、障害者団体と女性団体の17のグループ代表が優生保護法による強制断種に対する謝罪と補償を求めて厚生省に要望書を提出した。厚生省は、この処置が法に従って行われたという理由で、この要望を拒絶した（朝日新聞・福岡版 1997年9月17日および『優生保護法が犯した罪』216-229頁参照）。日本の国はハンセン病の元患者たちに対してだけ、彼らが受けた長年の人権侵害に謝罪し、補償を行った。なぜなら彼らが2001年、国を訴えた裁判で勝訴したからである（河島幸夫 2006、23頁以下）。

1996年の新しい「母体保護法」は先の優生保護法を大幅に改訂し、強制断種と強制中絶など優生関係の条文と文言、病名を含めて全体の約3分の2を削除した（『六法全書』1999年版 3494頁。河島幸夫 2006、20頁以下参照）。この母体保護法の制定とともにナチス断種法の残滓はやっと法文から消滅した。しかし被害者たちの身体的な傷と精神的なトラウマとは、国による公式の謝罪と補償がなされるまで、消えることはないであろう。

注

- (1) 優生学の英語 eugenics は、ダーウィンの従弟ゴルトンによってギリシア語の eu（良い）と gen（生まれ）を合成して作られた。主として遺伝に基づいて優秀な人間をふやし、劣等な人間を減らすための研究を意味する用語である。
- (2) 補完性原理とは、国家や上位組織は下位組織に介入したり、その活動を阻害したりすること

- をつつしみ、下位組織の足らざる部分のみをできるだけ支援すべきであるとする考え方。
- (3) Engs 2005、河島幸夫 1993/1997 と2004、Nowak 1984、Thomann 1985、Weindling 2010、米本昌平ほか 2004 を参照。
- (4) 断種（英語 sterilization）、不妊手術もほぼ同義。精管または卵管を結束ないし切断して受精を不可能にする処置。放射線の照射による方法もある。実害が少ないとされるが、実際にはこの処置によって体調の悪化や死亡を招くこともある。断種は、精巣や卵巣を除去する去勢（castration; Kastration）とは異なる。
- (5) ベルリン大学医学部教授で精神科医のカール・ボンヘッファー（息子の一で牧師のディートリヒは反ヒトラー暗殺計画に参加し、1945年4月に処刑された）も委員の一人であった。
- (6) プロイセン・クーデタとは、ドイツ共和国政府の首相フランツ・フォン・パーベンがプロイセン州政府を強制的に罷免した事件を指す。
- (7) 1933年3月23日深夜、ヒトラーのナチス政権はナチス突撃隊・親衛隊による威嚇のもとに国会で全権委任法を可決させた。この法律は、政府も立法権を行使しうることを規定していた。それによって、本来は行政権の担当者である政府が立法権をも持つことになった結果、遺伝病子孫予防法は政府によって制定された。
- (8) Bock 1986、河島幸夫 1993/1997、Klee 1983、Nowak 1984 を参照。
- (9) 次の拙稿：河島幸夫「日本の社会運動家・安部磯雄の優生思想」『四国学院大学論集』第145号 2015年1月をも参照。ナチス断種法を紹介した当時の日本の政府当局関係の邦語文献として『優生断種法トハ何力』1938 21-42頁。

参考文献（著者名・新聞雑誌等タイトル名のABC順）

Archiv für Rassen- und Gesellschafts-Biologie einschliesslich Rassen- und Gesellschafts-Hygiene (ARGB) 1904-1944.

朝日新聞 福岡版 1997年9月17日「本人の同意なしの不妊手術」。

Binding, Karl/ Hoche, Alfred 1920 *Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens: Ihr Mass und ihre Form*, Felix Meiner: Leipzig (ピンディング、カール/ホッヘ [ホーヘ] 著、森下直樹/佐野誠訳『《生きるに値しない命》とは誰のことか』窓社2001年)。

Bock, Gisela 1986 *Zwangssterilisation im Nationalsozialismus. Studien zur Rassenpolitik und Frauenpolitik*, Opladen:Westdeutscher.

Engs, Ruth Clifford 2005 *The Eugenics Movement: An Encyclopedia*, Westport/London Greenwood Press.

藤本直 1941『断種法』東京 岩波書店。

Gütt, Arthur/ Rüdin, Ernst/ Ruttké, Falk (Hg), *Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses*, 1934 1. Aufl. ; 1936 2. Aufl., München: Lehmann.

Hitler, Adolf 1935 *Mein Kampf*, 158-159. Aufl., München Franz Eher Nachf. (ヒトラー、アドルフ著 平野一郎/将積茂訳『わが闘争』上・下 1976年 角川文庫。

Hoffmann, Geza von 1913 *Die Rassenhygiene in den Vereinigten Staaten von Nordamerika*, München: Lehmann.

Juliusburger, Otto 1912 Zur Frage der Kastration und Sterilisation von Verbrechern und Geisteskranken, in : *Deutsche Medizinische Monatsschrift* Nr. 9 (Sonderdruck) S. 6f.

賀川豊彦 1940「優生法と母性の宗教的自覚」『雲の柱』19号 1940年10月 12-15頁 19頁。

—— 1947「日本に於ける社会事業の現在及将来」『世界国家』1巻3・4号 1947年5月 3-10頁。

河島幸夫 1993/1997『戦争・ナチズム・教会』東京 新教出版社。

—— 2004「ナチス優生政策とキリスト教会」山崎喜代子編『生命の倫理』福岡 九州大学出版会 235-270頁。のちに補訂して河島幸夫『ドイツ現代史とキリスト教』新教出版社 2011年 に収録。

—— 2006『母体保護法のナチス的系譜?』『西南学院大学法学論集』38巻3・4合併号 1-33頁。

—— 2013「ナチス優生政策と日本への影響」山崎喜代子編『生命の倫理』第3巻 福岡 九州大学出版会 193-222頁。

Klee, Ernst 1983 *‘Euthanasie’im NS-Staat: Die ‘Vernichtung lebensunwerten Lebens’*, Frankfurt/M.: S. Fischer (クレー、エルンスト著 松下正明訳『第三帝国と安楽死—生きるに値しない生命の抹殺』東京 批評社 1999年。誤訳箇所あり)

『国民優生法二関スル法規及例規』1941 東京 厚生省予防局優生課。

『国民優生法釈義』1941 東京 厚生省予防局優生課。

Kühl, Stefan 1994 *The Nazi connection: eugenics, American racism, and German national socialism*, New York: Oxford University Press (キュール、シュテファン著 麻生九美訳『ナチ・コネクション—アメリカの優生学とナチ優生思想』東京 明石書店 1999年。誤訳箇所あり)。

Lex Zwickau 1925 Bundesarchiv Koblenz R86/2374.

Müller, Johannes 1985 *Sterilisation und Gesetzgebung bis 1933*, Husum: Matthiesen
(Anhang: Entwurf des Preussischen Landesgesundheitsamtes für ein Sterilisierungsgesetz vom Juli 1932).

Norgren, Tiana 2001 *Abortion before Birth Control: The Politics of Reproduction in Postwar Japan*, Princeton/ Oxford: Princeton University Press (ノーグレン、ティアナ著 岩本美砂子監訳『中絶と避妊の政治学—戦後日本のリプロダクション政策』東京 青木書店 2008年).

Nowak, Kurt 1984 'Euthanasie' und Sterilisierung im 'Dritten Reich': Die Konfrontation der evangelischen und katholischen Kirche mit dem 'Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses' und der 'Euthanasie'-Aktion, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
Reichsgesetzblatt, Teil 1, 1933, Nr. 86.

Robertson, Jennifer 2010 "Eugenics in Japan: Sanguinous Repair", in: Alison Bashford / Philippa, Levina ed. *The Oxford Handbook of the History of Eugenics*, Oxford/ New York: Oxford University Press pp.430-448.

『六法全書』1995年版および1999年版 有斐閣。

『新聞と「昭和」』2010 東京 朝日新聞出版。

『性と生殖の人権問題資料集成』全35巻 東京 不二出版 2000-2003年。

Thomann, Klaus-Dieter 1985 "Auf dem Weg in den Faschismus" in: Bromberger, Barbara u. a. *Medizin, Faschismus, Widerstand*, Köln: Pahl-Rugenstein S.15-185.

Weindling, Paul 2010 "German Eugenics and the Wider World: Beyond the racial state", in: *The Oxford Handbook of the History of Eugenics*, op. cit., pp.315-331.

Wollasch, Hans-Joseph 1978 *Beiträge zur Geschichte der deutschen Caritas in der Zeit der Weltkriege*, Freiburg i. Br.: Deutscher Caritasverband.

米本昌平/ 松原洋子/ 櫛島次郎/ 市野川容孝 2004『優生学と人間社会』東京 講談社現代新書。

『優生断種法トハ何力』1938 東京 民族衛生研究会 (厚生省予防局優生課内)。

『優生保護法が犯した罪』2003 優生手術に対する謝罪を求める会編 東京現代書館。

追 記

1 本文中の〔 〕は、補足説明のために河島が挿入したものである。

- 2 本稿の中には、引用文を中心に差別語や不適切語が含まれている。これは、当該文献が書かれた当時の慣用的な使い方を知るためであって、言い換えることはしなかった。読者のご海容をお願いする次第である。
- 3 本稿に関する問い合わせなどの連絡先：sachio@seinan-gu.ac.jp 河島幸夫